

産業見本市会館サンフェスタ
COVID-19 感染拡大防止ガイドライン

2020年7月21日策定

2020年9月1日改訂

2021年4月1日改訂

2021年10月1日改訂



協同組合仙台卸商センター

産業見本市会館 サンフェスタ

産業見本市会館サンフェスタ

利用に際しての新型コロナウイルス感染症防止対策ガイドライン

本ガイドラインは、国・県のイベント開催制限の段階的緩和を踏まえ、当施設利用に際してのガイドラインを策定したものです。

感染防止対策は、主催者を含め参加者の皆様の安全・安心を確保するためのものであり、その必要性をご理解いただき、徹底に努めていただくようお願いします。

なお、本ガイドラインは、今後も最新状況、業界のガイドラインを反映しながら改訂いたします。

1. 本ガイドラインについて

(1) 適用開始時期：令和3年10月1日（金）

(2) 対象：産業見本市会館サンフェスタで開催されるすべての催事

(3) 基本的な条件

①収容人数を超えないこと

※2ページの「2. 各施設の収容人員及び収容率」を参照

②人と人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること

③手洗い、手指消毒等の徹底

④咳エチケット、マスク着用の徹底

⑤施設の換気と消毒の徹底

⑥発熱者・体調不良者の入場制限の徹底

⑦感染拡大防止を目的に参加者全員の連絡先の把握

⑧感染の疑いのある対象者が発見された場合の緊急連絡体制の構築

(4) 留意事項

①催事開催に際して感染症対策が整わない場合は、中止又は延期を要請することがあります。

②国・自治体から催事開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても催事開催の中止又は延期を要請することがあります（感染者発生時等）。また、それによって生じた損害については、当組合は一切の責任を負いません。

2. 各施設の収容人数及び収容率

貸出施設の収容人数の基準は下記の表のとおりです。尚、使用内容（展示物の量やレイアウト等）により収容人数は変動いたします。

原則、各会場の面積から展示物や什器等を設置した面積を差し引いた面積を「2.25」で除した数値を最大収容人数と考えます。

展示場名	面積	収容人数	利用人数基準	
			大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声・声援が想定されるもの
			収容人数の100% (展示会・商談会・会議)	収容人数の50% (コンサート・公演等・ 飲食を伴うイベント)
100	1,950㎡	860名	860名	430名
101	1,200㎡	530名	530名	265名
102	750㎡	330名	330名	165名
300	624㎡	270名	270名	135名
301	325㎡	140名	140名	70名
302	110㎡	40名	40名	20名
303	77㎡	30名	30名	15名
304	77㎡	30名	30名	15名
400	630㎡	280名	280名	140名
401	212㎡	90名	90名	45名
402	299㎡	130名	130名	65名
403	73㎡	30名	30名	15名

【収容率について】

◆収容率100%を適用する催物（必要な感染防止策が担保され、次のいずれにも該当する場合）

- ①大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱する等の実態がみられないもの。
- ②飲食を伴わないもの（感染防止策を講じたエリアでの最低限の飲食は除く）。

◆収容率50%を適用する催物

- ①大声での歓声・声援等が想定されるもの。
- ②試食等の飲食を伴うもの。

【重要】

展示会の上限人数（収容率または収容人数の適用となる定員）は、開催時間中に主催者が入館者及び退館者の数を常時管理できる仕組みをとっている場合は、最大同時入館者数（最大滞留者数）とし、そのような仕組みを取り入れていない展示会は1日の来場者総数とする。

また、人数上限については、ホールあたりの人数とし、複数ホールを使用する場合には各ホールの上限人数を合計したものとする。

3. 産業見本市会館が実施する感染予防対策

①主催者の感染予防対策における会場対応となる項目に協力する。

②収容人数を徹底する。

収容人数（最大同時入場者数または1日の来場者総数）を超えないよう主催者へ入退者の人数の管理の徹底を要請する。

③施設入口及び共用スペースにおけるアルコール消毒液の設置を行う。

④マスクの着用および咳エチケット、手洗い、手指消毒の励行を呼びかける。

⑤ソーシャルディスタンス（推奨：2m、最低1m）を確保するため、トイレ等の共有部分については、待機用のフロアマーカ等を設置する。

⑥定期的に換気を行う。

- ・窓やシャッター等を原則常時開放する。
- ・空調により換気できる場所については常時運転する。

⑦衛生環境を維持する。

- ・共用スペース（ベンチ、自動販売機のボタン部分、ロッカー、パンフレットラック、ドアノブ、電気スイッチ等）の手の触れる部分の定期的消毒・清掃を実施する。
- ・トイレの定期的な清拭消毒・清掃を実施する。
- ・トイレは蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ハンドドライヤーの使用を停止する。
- ・ペーパータオルを設置する。
- ・便座クリーナーを設置する。
- ・洗面台にアルコール消毒液を設置する。
- ・ゴミの定期的回収を行う。
- ・共用スペースでの食事を禁止する。

⑧貸出備品（テーブル・椅子等）は利用後に清拭消毒・清掃を行う。

- ⑨みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の登録と来場者の利用を促す。
（感染者との接触通知アプリ等による来場者への連絡手段確保を促す）
- ⑩接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、すべての期間（搬入開始時～搬出完了時）において接触確認アプリ（COCOA）の稼働を促す。
- ⑪職員及び施設関係者の手洗い・手指消毒・健康状態の確認及び接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、稼働を徹底する。また、ユニフォームや作業着はこまめに洗濯する。
- ⑫発熱者（37.5度以上）・体調不良者の入場防止のため、ロビー入口にサーモグラフィーカメラ（検温機）を配備する。また、各会場でも適宜検温作業をできるように非接触型体温計を配備する（無料貸出）。
- ⑬喫煙所は人数制限を設け、密な状態にならないよう注意すること等の注意事項の貼り紙を貼付する。

4. 主催者に実施していただく感染予防対策

(1) 会場利用前（計画時）

- ①感染状況及び対策に関する的確な情報を把握する。
厚生労働省・宮城県・仙台市・業種別ガイドライン等を確認する。
- ②延期又は中止を判断する基準・プロセスを定めておく。
- ③感染症対策の責任者及び組織、役割分担を明確に定め施設側と共有する。
感染の疑い発生時の対応手順や担当者、管轄保健所、感染相談センターの電話番号を運営マニュアル等に記載し、関係者に共有及び周知徹底を行う。
※新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口
宮城県・仙台市共通「受診・相談センター」
 - ・受付時間：24時間
 - ・電話番号：022-398-9211
- ④3密回避計画を立てる（ソーシャルディスタンス・換気・入場制限）
 - ・展示ホール内の最低通路幅は、展示会の通路幅として多くの展示会で設定されている3mまたはそれ以上を推奨。会場側と調整することで、消防法を順守し、会場の使用面積、予定来場者数などの点から密にならないようなレイアウトプランを立案する。また来場者が密を避けることができるよう、抜け道や退避可能な広場を設置する等の工夫をする。

- ・ 飲食する為の場所や休憩所などにおいて、真正面での座席配置を避け、テーブルや椅子の間隔は最低1m（できるだけ2mを目安に）あける。利用目的、場所の密閉度を考慮し、適切な対人距離（できるだけ2m（最低1m））を確保する。
 - ・ 受付待ち機列が予想される場所における間隔目印は床面に最低1m毎（できるだけ2mを目安に）に目印・デザインを施工する。
 - ・ 出展者ブースの施工ルールは、高さ4mを超える構造や2階建て構造など現場で作業に負担のかかるデザインは極力避けるよう設定し、施工時間短縮と施工人員削減による安全な作業環境を確保する。
 - ・ 商品パンフレットや会社案内などの資料はデジタル化などの検討を行う。
 - ・ 受付やインフォメーション等における飛沫感染防止及び接触感染防止施工について、アクリル板などの設置またはそれに準ずる感染防止策を実施する。
 - ・ 来場者に対し、事前アポ取りの促進による商談の効率化とブースでの密を防止する。
 - ・ 展示会の公式ホームページなどに本ガイドライン及び関連業種のガイドラインを遵守し開催する旨を公表する。
- ⑤関係者（主催者及び出展者等）に対し、マスク着用等の感染予防対策を行うようホームページ等により事前に周知・徹底する。
- ⑥来場者（お客様）に対し、以下の新型コロナウイルス対策を実施する旨を告知する。
- ・ 検温及び体調確認を実施すること。
 - ・ マスク着用義務づけをすること。
 - ・ 適宜、手洗い及び手指の消毒を実施すること。
 - ・ 展示会では個人情報の登録が必要であること（可能であれば同意を得てから登録に進むようなシステムの導入を検討する）。
 - ・ 感染者発生時には感染経路特定等の理由により最低限必要となる個人情報を政府機関及び自治体の要請により開示する場合があること。
 - ・ 接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービスのインストール及び稼働を依頼すること。
- ⑦次に該当する場合又は該当する方に対しては来場・入場を控えていただく等、国や自治体の方針や指示に従い計画し、安全を重視したルール作り、対応を検討・実施する。
- ・ 発熱（37.5度以上）又は体調不良の方
 - ・ 新型コロナウイルス検査陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - ・ 政府から入国やビザの発給制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合
 - ・ 感染した場合に、重症化リスクが高い高齢者や持病のある方

⑧出展及び来場誘致活動にあつては、特定警戒都道府県に向けた周知活動を自粛する。また、政府や自治体の方針や指示に従い計画し、感染状況により参加を自粛してもらうなど安全を重視したルール作りを行う。

⑨予定来場者数を事前に把握する。

来場者にはWEB等を使用した来場事前登録システムを活用し、予定来場者数を事前に把握し準備することを推奨とする。催事への入場料や参加料が必要となる場合は、可能な限り事前決済となるよう準備する。当日支払うことになる場合は、キャッシュレス決済の導入を検討する。

⑩来場者が退場する際は、一斉退場とならないよう計画を立てる。

⑪すべての来館者（来場者、自社及び外注先スタッフ等）が接触確認アプリ（COCO A）をインストールし、すべての期間（搬入開始時～搬出完了時）において接触確認アプリ（COCOA）が稼働するように徹底する（掲示物の準備や掲示方法等の検討）。

⑫感染リスクのある付帯イベント（開会式、出展者パーティー・懇親会など）は感染状況を見ながら必要に応じた人数制限や自粛をする。

⑬会場内で飲食を提供する場合や食品関係の展示会などで出展者が試食を行うことが予想される場合には、本ガイドライン9ページの⑥に記載の感染防止策を講じると共に感染防止策を講じた場所以外での飲食を制限することを含め計画する。

⑭展示会場へ公共交通機関を利用する場合は、できるだけ分散して利用するよう注意喚起を行う。

⑮自社及び外注先の来館予定者管理について

自社及び外注先スタッフの名簿作成（日別名簿を作成し最低3週間保存）と、施工日や担当エリア及び実際の勤務時間等をできるかぎり詳細に管理し、万一感染が発生した場合は保健所など関係機関に提出できるよう準備を徹底する。

⑯来場者（イベントのお客様）の来館予定者管理について

可能であれば各社が日別の来場予定顧客名簿を含む商談予定表を作成し管理するよう努める。

(2) 会場利用期間中（設営・開催・撤去）

①発熱者（37.5度以上）・体調不良者の入場を防ぐ。

・関係者（主催者及び出展者等）の検温作業、健康チェックを徹底する。

- ・万が一感染が発生した場合に備え、来場者・関係者を含む全参加者の連絡先登録リスト（項目は「氏名・電話番号・メールアドレス・住所」を推奨）を作成し、個人情報の取扱いに十分注意の上、できるだけ長く（最低3週間以上）適正に保管・管理する。また、万一感染が発生した場合は保健所などの関係機関に提出できるよう準備を徹底する。
- ・みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の登録及び接触確認アプリ（COCOA）のインストール及び稼働を要請する（入口付近に掲示）。
（感染者との接触通知アプリ等による来場者への連絡手段の確保を要請する）
- ・会場内で発熱者・体調不良者が発見された時は、別室での隔離及び対応措置等を行う。
- ・次に該当する場合などで来場者の入館を断る際には、感染疑い時対応マニュアルに記載した手順にて対応し、感染相談センターの電話番号や管轄保健所連絡先を記載した書面を渡すなどの対応を行う。
 - 1) 入館時の検温で37.5度以上（37.5度未満の場合でも平熱・症状などを考慮し総合的に判断する）の発熱があることが分かった場合
 - 2) 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 3) 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 4) 過去14日以内に政府から入国制限、国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合

②衛生環境を維持する

- ・共用スペース以外のセミナー会場、商談会場、ステージ会場等に適切にアルコール消毒液を設置する。また、搬入出時もアルコール消毒液を搬出入口などに設置し手洗いと手指消毒を励行する。
- ・全参加者に対してマスク着用の原則義務化、目視確認と未着用者にマスク着用依頼の実施と予備マスクを準備する。
- ・会場内の定期的な消毒・清掃を行う。
- ・共用スペースでの飲食は当分の間、飲料のみとする。
- ・会場内で使用する貸出備品は利用期間中に適宜清拭消毒を行う。
- ・参加者へ手洗い、手指消毒励行等を館内放送や看板等で告知する。
- ・館内放送や拡声器を活用し、大声での誘導、アナウンスを避ける。また、出展者に大声での商談、実演、ブースへの来場者呼び込みを行わないよう徹底する。
- ・出展品等による接触感染防止のため、出展製品等の頻繁な消毒作業を行う。
- ・自社ブースで出たゴミは極力持ち帰るよう手配する。
- ・登壇者が使用するマイクや共用するパソコンやポインター等の備品は毎回消毒を行うよう徹底する。

- ・感染防止のため、聴講者には自らが使用する筆記用具、水などは各自用意するよう事前に周知する。

③密閉を避ける

- ・会場内は定期的な換気（場所、方法、頻度）を行う。1時間に1回程度2か所以上を開放し換気を行う。また、搬入出時は原則として常時扉を開放する。
- ・セミナーなどは、ドアの開放、オープンスペースでの実施による密閉防止策と換気、中継会場など来場者を分散させるなどの工夫に努める。

④密集させない

- ・混雑状況を常に監視し、利用人数の基準を守るとともに、その範囲内であってもソーシャルディスタンスを確保できないと思われる場合は入場制限を実施する。
- ・集団での来場制限、人数・時間設定等を行う。
- ・各ブース内も同様に密にならないよう配慮する。
- ・フロアマーカー等で間隔を空けた整列を行う。
- ・会議室や催事会場内でのセミナー会場または商談会等はできるだけ2m（最低1m）を目安に四方を空けた席の配置で十分な間隔を確保する。
- ・セミナー・シンポジウム・式典等は登壇者と聴講最前列の距離は飛沫到達距離である2m程度空け、演台に飛沫防止シールドを設置し、登壇者もマスクをした上で講演することを推奨する。
- ・来場者に対して密にならないように貼紙等で明示する。
- ・搬入時の施工中の密防止や会期中、搬出時の密注意は必要に応じ館内アナウンスを繰り返し実施する。

⑤密接させない

- ・握手等による直接の接触を避ける。
- ・対面距離や座席の配置を工夫する。ブース内も同様とする。
- ・受付や商談テーブルなど、参加者同士が対面する場にはアクリル板等の透明なパーテーションを置く等飛沫防止対策を行う。また、遮蔽物は火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源の近くには原則設置することは避け、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用するよう徹底する。
- ・飲食以外の物販やチケット販売については現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済の導入に努める。
- ・入場料等の形で来場者に課金する場合は、当日検温等の結果、入場を断る場合の返金規定を明示することにより、有症状者の入場を防止する措置を講じることを推奨。

- ・展示会場での商談は、極力事前に日時調整し後日WEB 会議などオンラインも活用するなど現地での商談が必要以上に長引かないよう工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施する。
- ・商談ブース利用の日別の名簿を作成し、適正に管理するよう努める。
- ・休憩スペース等、人が密接しないよう間隔を置いたスペース作りを工夫する。
- ・パンフレット等の配布物は手渡しせず平積みかラック式の配架とする。

⑥飲食を伴う場合に行うべき対策

- ・展示会が開催されている同一空間に飲食ブースを設けることは極力避け、できる限り別室を用意することを推奨。別室の確保が難しい場合は、展示会エリアと飲食ブースを仕切る壁（パーティションなど）を設けるなど、展示会エリアと飲食ブースが明らかに分かれるように準備段階から検討する。
- ・主催者が会場内に飲食ブースを用意する場合、利用者が対面にならないような席の配置やテーブル上に区切りのパーティション（アクリル板等）を設ける等工夫する。その際、正面及び左右においても区切りを設置することを推奨する。
- ・利用者同士の間隔ができるだけ2m（最低1m）程度開けるよう配慮して配置する。
- ・テーブルや椅子等は適宜消毒する。
- ・食器は可能な限り使い捨てのものを利用し、お盆やトレイを再利用する場合には、洗浄または消毒を実施する。
- ・販売スタッフのマスク等の着用と頻繁な手洗い・手指消毒の実施を徹底する。
- ・設置が可能であれば、販売スタッフと客の間にビニールカーテンなどの遮蔽物を設置する。
- ・食品関係等の展示会で試食などを行う場合は、試食担当者はマスクと手袋を着用し、食器は使い捨てのものを利用し、ゴミは袋を必ず密閉した上で廃棄する。
また、試食時に来場者はマスクをはずすことになるため、試食担当者は飛沫感染を防ぐためフェイスシールドの着用を推奨する。
- ・当分の間、会場内での調理は極力避ける（1階展示場ではROOM-A～Dを使用することを推奨）。
- ・展示場内で飲食の為の感染防止策を講じたエリア以外で飲食しないよう掲示物などで注意喚起を行う。
- ・来場者に対してお茶菓子などの飲食物を提供することは極力控える。飲料を提供する場合は紙コップ等使い捨てのものを使用するかペットボトルなどで提供し、アクリル板などの遮蔽物を設置した商談テーブルで提供することを徹底する。ゴミは主催者または会場と調整し、プラスチック製袋などに入れた上で必ず密閉し清掃会社に依頼し廃棄または主催者指定の場所に廃棄する。自社スタッフが主催者控室等で飲食をする場合も同様とする。

⑦来場者に促すべき対策

- ・催事会場での商談は、極力事前に日時調整し後日WEB会議などオンラインも活用する等現地での商談の時間短縮を工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施する。
- ・当日の検温と体調の確認を来場前に行うように促し、発熱や体調不良があれば来場を自粛させる。
- ・会場ではマスク着用と頻繁な手洗い・手指消毒を実施し、密になり得る状況での長時間の商談は避ける。
※夏期については、厚生労働省の「熱中症予防行動のポイント」を参照すること。
- ・会場では大声で話すことは避け、出展者ともできるだけ2m（最低1m）を目安に間隔を確保するように努める。
- ・商談や訪問したブースについては可能なかぎり日時・相手先担当者等について記録することを推奨する。
- ・みやぎお知らせコロナアプリ（MICA）の登録と来場者の利用を強く促す。
（感染者との接触通知アプリ等による来場者への連絡手段確保を促す）
- ・接触確認アプリ（COCOA）をインストールし、稼働を強く促す。

5. おわりに

本ガイドラインの他、催事の内容に応じてそれぞれの業種別ガイドラインに沿った対策を講じる。

国・自治体から催事開催の制限又は施設利用の制限に関する要請があった場合は、予約済であっても催事開催の中止又は延期を要請することがあります（感染者発生時等）。

付記

本ガイドラインは、一般社団法人日本展示会協会が策定した「展示会業界におけるCOVID-19感染拡大予防ガイドライン」を準用して策定しました。